

## 役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第31条に基づき、役員報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員には、次の報酬を支給する。

- (1) 定款第26条第1項及び第2項に定める理事及び監事は、無報酬とする。
  - (2) 定款第26条第3項に定める会員以外の監事の報酬の額は、1回の会議等への出席につき税別30,000円とする。
2. 報酬は、原則として会議等への出席ごとに現金で支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことができる。
3. 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第3条 この規則をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(規則の改廃)

第4条 この規則の改廃は、総会の議決によるものとする。

### 附 則

1. この規則は、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会の設立の登記の日から施行する。
2. 令和元年6月7日「外部監事（定款第26条第3項）報酬規則」を「役員報酬規則」に改称改正および一部条文追加改正、同日施行。